

九州大学技術指導等規則実施細則

平成20年度九大細則第12号
制 定：平成21年 3月31日
最終改正：平成27年 3月31日
(平成26年度九大細則第24号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学技術指導等規則（平成20年度九大規則第73号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、技術指導等の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術指導等の申請)

第2条 規則第3条に規定する申請は、学術研究・産学官連携本部長（以下「本部長」という。）が別に定める技術指導等申請書によるものとする。

(受入決定の通知)

第3条 規則第5条第2項に規定する本部長への受入決定の通知（規則第17条の規定により中央分析センター長又は超顕微解析研究センター長が行う場合を含む。）は、受入決定の通知書に委託者への受入決定通知の写及び前条の技術指導等申請書の写を添えて行うものとする。

(技術指導等契約)

第4条 規則第6条第1項に規定する技術指導等に関する契約は、本部長が別に定める技術指導等契約書又は委託者が提示する契約書等に基づいて締結するものとする。

(指導料)

第5条 規則第9条第1項の指導料の額は、1時間につき1万円とする。ただし、これによりがたい場合は、その都度総長の承認を得るものとする。

2 規則第9条第1項の管理費の額は、指導料の10%に相当する額とする。

3 規則第10条第2項に規定する指導料を当該技術指導等の開始日以降に納付することができる場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 指導料の納付を待たずに技術指導等を開始しなければならない事情がある場合
- (2) 委託者が技術指導等契約において指導料を確かに納付することを約した場合
- (3) 委託者の財務状態が健全であることを確認できた場合

(分析機器等)

第6条 規則第9条第2項に規定する分析機器等とは、中央分析センターが所管し、若しくは登録する分析機器等又は九州地区ナノテクノロジー拠点ネットワーク事業（文部科学省の委託事業「先端研究施設共用イノベーション創出事業ナノテクノロジー・ネットワークプログラム」により、本学が中核機関となり実施する事業をいう。）の支援を受けた機器等をいう。

(中止、期間延長又は内容変更の通知)

第7条 規則第11条第3項に規定する本部長への中止、期間延長又は内容変更の通知（規則第17条の規定により中央分析センター長又は超顕微解析研究センター長が行う場合を含む。）は、中止、期間延長又は内容変更（以下「変更等」という。）の通知書に委託者への変更等の承認決定通知書の写及び本部長が別に定める技術指導等の変更承認申請書の写を添えて行うものとする。

(研究協力者)

第8条 規則第14条の規定により、指導担当者以外の者を協力者として技術指導等に参加させ、又は協力させる場合は、当該協力者に本部長が別に定める同意書を提出させるものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大細則第16号）

この細則は、平成21年12月1日から施行し、平成21年11月1日以降に締結した技術指

導等契約から適用する。

附 則（平成 25 年度九大細則第 6 号）

この細則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度九大細則第 29 号）

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大細則第 24 号）

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。